

グアム補習授業校 PTA 規約

(名 称)

第1条 本会はグアム補習授業校 PTA と称する。

(目 的)

第2条 本会は、家庭と学校が協力して園児・児童・生徒の福祉を増進し、会員相互の研修を深め並びに親睦を図ることを目的とする。

(方 針)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、信義と敬愛の精神をもって次の事項を行う。

- (1) 家庭と学校の連携を密にし、学校教育の理解に努め、園児・児童・生徒の心身の健全な発達を図る。
- (2) 教育環境の整備と充実に協力する。
- (3) 教育の公正かつ完全な実施に努力する。
- (4) 児童・生徒の福祉のために活動する他の団体と協力する。

(会 員)

第4条 本会の会員は、グアム補習授業校プリスクール園児・小学部児童・中学部生徒の保護者並びに補習授業校の教職員とする。

第5条 本会の会員は、本会において平等の権利と義務を有する。

第6条 本会の会員は、会費を納め、会の維持に努める。

第7条 本会並びに本会の役員は、補習授業校 PTA の名に於いて政治的、宗教的または営利的な行為をしてはならない。

(会 計)

第8条 本会の経費は、会費及び事業収益金と寄付金をあてる。会費の額の決定及び寄付金の募集に関しては、総会の議決による。

第9条 会費は、園児・児童・生徒並びに教職員一人につき年額10ドルとし、年度の初め、あるいは転入時にこれを納める。年度中に退学や転出があった場合、返金はされない。

第10条 本会の会費は、第2条の目的以外に使用できない。

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、会計監査受領日をもって終了する。

(役員とその選出)

第12条 本会に、保護者の会員の中より以下四役の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名

第13条 役員任期は1年とする。再選は妨げない。但し、PTAの存続には四役の兼任を認めたくえで保護者2名以上の役員を必要とする。なお、役員が年度内に退学・転出する場合は新たに役員を選出を行う。役員選出と就任は次の通りとする。

- (1) 役員候補を定めるため指名委員会を設ける。
- (2) 指名委員会は役員並びにクラス役員全員をもって構成する。
- (3) 指名委員会は役員各役職に対する候補者を選出し、少なくとも総会5日前には

全員に対して通知する。

- (4) 指名委員会において選出した役員候補者については前もって本人の同意を得、総会がこれを承認する。
- (5) 役員は4月より就任し任期は1年とする。
- (6) 役員は他の役職との兼任を認められる。
- (7) 本会の役員と日本人会理事と兼任は認められない。(ただし、PTA役員会にて承認された場合は、教育部と会計以外であれば兼任も可能)
- (8) 指名委員会において年度末までに役員が選出できない場合は、その年度のクラス役員のうち次年度も在籍するものの中より選出する。その場合、公正にくじにて役員候補者を選出するものとし、2か月以内に開催する総会または臨時総会にてこれを承認する

第14条 役員の選考にあたって、個人及び個人の属する団体のため本会を利用することなく、園児・児童・生徒の教育に理解と熱意を有する会員を選ぶ。

第15条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、総会、PTA役員会を召集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- (3) 書記は総会及びPTA役員会の議事を記録し、また各種会合及び運営委員会報告を通知する。
- (4) 会計は本会すべての会費の収入及び支出を明確にし、総会においてこれを報告する。
- (5) 会長・副会長・書記・会計のうち1名は、本会を代表して、日本人学校理事会に出席する。

(クラス役員)

第16条 本会は役員の前補佐機関として、学年ごとにクラス役員を置く。

- (1) クラス役員は、学級の保護者から互選により選出することとし、必要人員は児童数の増減等、状況に応じ、適宜、変更できるものとする。
- (2) クラス役員は、必要に応じて学級集会を開催できる。
- (3) クラス役員が年度内に退学・転出する場合は、新たにクラス役員を選出を行う。

(機 関)

第17条 本会は次のとおり機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) PTA役員会 (クラス役員も含む)
- (3) 学級集会

(総 会)

第18条 総会は最高の議決機関であって、年度初めの予算総会並びに年度末の決算総会を行うものとし両会は同一日に開催することもできる。

臨時総会は「PTA役員会の要請」または「会員の3分の2以上の要請があったとき」会長が召集することができる。会長は、総会の開催日時・場所をその5日前までに議案とともに会員に通知する。

第19条 総会は次のことを行う。

- (1) 規約の決定と改正
- (2) 役員承認
- (3) 本会の事業の審議

- (4) 予算の決議、決算の承認
- (5) 本会の目的達成のための必要な事項

第20条 総会は会員世帯数の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意をもって成立する。

(PTA 役員会)

第21条 PTA 役員会の構成と開催については、次のとおりとする。

- (1) 総会において選出された役員とクラス役員で構成し、原則として、5月、9月、11月、1月、3月に開催する。ただし、理事会の日程変更等の理由により、会長は開催日を変更することができ、必要のある場合は随時、臨時PTA 役員会を召集できる。
- (2) 役員及びクラス役員以外の会員でも、出席して意見を述べるが議決権はない。また、出席するときは、必ず四役、またはクラス役員に連絡する。

第22条 PTA 役員会は、役員及びクラス役員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意をもって成立する。

第23条 PTA 役員会は次の事項を行う。

- (1) 理事会に提出する議案の作成。
- (2) 理事会より委任された事項の審議及び実施
- (3) 総会に提出する議案の作成
- (4) 総会の議決により委任された事項の実施
- (5) 本会の事業計画の立案
- (6) 規約改正案
- (7) 学校行事の参加協力
- (8) 学校と会員の連絡
- (9) 緊急事項の審査、決定

(会計監査)

第24条 本会は会計監査のために1名の監査委員をおく。監査委員はPTA 役員会に出席する義務はない。

第25条 監査委員は指名委員会の推薦または今年度と次年度のクラス役員の中から選出により、会長がこれを任命し、総会において承認を得る。

(特別委員会)

第26条 特別委員会は、役員会が必要に応じて設けることができる。

(帳簿)

第27条 本会は次の帳簿をおく。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員、クラス役員名簿
- (3) 規約記録綴り
- (4) 議事録綴り
- (5) 会計簿

(規約改正)

第28条 この規約の改正は、PTA 役員会で審議し、総会の出席者の過半数以上の同意を経て改正すること

が出来る。

(補 足)

第29条 この規約は1986年4月18日から施行する。

1988年3月12日	第19条改正
1989年3月9日	第2、4、9、12、15、16、17、18条改正
1990年3月10日	第12、13、15、22、23、24条改正
1991年3月9日	第1、4、15、24条改正
1995年3月11日	第11条改正
1996年3月9日	第25条改正
1997年3月8日	第9条改正
2002年3月7日	第22条改正
2003年3月15日	第12、16、17、28条改正、第29条を設ける。
2021年8月28日	第2、3、4、7、8、9、11～29条改正、および「2021年度会費特別規定」追記
2023年3月4日	第13条(8)、28条改正、及び「2021年度会費特別規定」の削除